

高齡者地域活動助成事業
応募要項
(平成31年度)

北九州市地域福祉振興協会

高齢者地域活動助成事業・応募要項

1 事業の概要

この事業は、高齢者の生きがいつくりの推進や高齢者による地域活動等の活性化を図るため、中高年齢者（50歳以上）が行う地域活動やボランティア活動に必要な経費に対して助成を行うものです。

2 対象となる団体

北九州市内を主な活動拠点とするNPO法人、ボランティアグループ、営利を目的としない団体で、下記の要件をすべて満たす団体が対象です（個人、営利企業などは除きます）。

- (1) 企画・運営に関わる構成員が主に中高年齢者（50歳以上）で10名以上である団体
- (2) 国・自治体等（外郭団体及びひまわり基金を含む）から他の助成を受けていない団体
- (3) 団体の役員が、暴力団員でなく、かつ、暴力団や暴力団員と密接な関係を有しない団体
- (4) 事業にかかる収支が明確であり、かつ提示できる団体
- (5) 企画した活動を完了まで責任を持って遂行できる団体
- (6) 自主的・継続的な活動ができる団体
- (7) 宗教活動、政治活動、選挙活動、暴力団を利する活動を目的としない団体

3 対象となる事業

地域の高齢者の生活支援や子育て支援などの社会貢献活動や、高齢者の生きがいつくりの推進を図るために行われるもの（多世代交流なども含む）で、下記の要件を全て満たす事業が対象です。

- (1) 市内で実施される事業
- (2) 特定の者の利益のために行われる活動、営利を目的とした活動、宗教的・政治的な活動、暴力団を利する活動でない事業

4 助成額

申請できるのは以下のうち、いずれか1つです。

【地域での社会貢献活動】

助成の対象となる経費の区分	内 容	助成額(上限)
活動に必要な経費	前項3に掲げる活動に必要な経費を助成します。 【例】 ・地域における草刈りボランティア ・地域における子どもたちとのふれあい交流活動 ・一人暮らし高齢者のゴミ捨てや買い物の支援 ・低栄養防止のための料理教室	10万円
用具・機器類の購入経費	上記の活動において継続的に使用する用具・機器類の購入経費を助成します。 ※団体の運営そのものに経常的に使用する物品は対象外です。	5万円

※以下の項目にご注意ください。

活動に必要な経費	
対象となるもの	対象とならないもの
<ul style="list-style-type: none"> 活動に必要な経費 <p>【講師謝金など】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部講師等に対する謝金・交通費は助成対象です。 用務ごとに支出する駐車場代（打ち合わせ時のコインパーキング使用料）は助成対象です。 <p>【飲食に係るもの】</p> <p>※例えば、「低栄養防止のための料理教室」といった催しで使う、肉、野菜といった料理の素材の購入費は助成対象です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 人件費など <ul style="list-style-type: none"> 申請団体の構成員に対する人件費・謝金・交通費は助成対象外です。 ※申請団体構成員が講師を務める場合の講師謝金・交通費も助成対象外です。 ※申請団体構成員に対するガソリン代は交通費として助成対象外です。 <p>【飲食に係るもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 飲食に係るものは、原則として、全て助成対象外です。 <p>【団体運営上の経常的な経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務所の賃貸料、月極め駐車場の賃貸料、コピー機のリース料などは助成対象外です。

活動に必要な経費	
対象となるもの	対象とならないもの
	<p>【活動や事業そのものの委託費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の事務、企画・運営・調査など、活動そのものを委託する経費は助成対象外です。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単価が1万円以上（図書・書籍は単価5千円以上）の物品の購入経費は助成対象外です。 <p>※1万円以上の物品は、原則として「用具・機器類の購入経費」として助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・懇親会費用は助成対象外です。 ・催しの参加賞など、個人への配布物に係る経費は助成対象外です。 ・平成31年3月31日以前に発生した経費は助成対象外です。

※以下の項目にご注意ください。

用具・機器類の購入経費	
※用具・機器類とは、性質及び形態が変わることが少なく、おおむね1年以上使用できる物品です。	
対象となるもの	対象とならないもの
<ul style="list-style-type: none"> ・団体が行う取り組みに直接使用する物品が助成対象です。 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※健康診断等で使用するヘルスマーターや血圧計等 ※家屋の修理、庭木の手入れに必要な電動工具、はしご、草刈機等 	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね1年未満で消費、消耗する物品は助成対象外です。 <p>※「1年未満で消費、消耗する物品」は、原則として「活動に必要な経費」として助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体運営上の経常的に使用するものは助成対象外です。 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※コピー機、パソコン、プリンター、シュレッダー、机 など <ul style="list-style-type: none"> ・催しの参加賞など、個人への配布物に係る経費は助成対象外です。 ・平成31年3月31日以前に発生した経費は助成対象外です。

5 選考基準

【地域での社会貢献活動】

- (1)活動・事業の目的が明確であるか。
- (2)活動・事業の内容に具体性があり、経費を効果的に支出しているか。
- (3)活動・事業の内容が、地域における社会貢献に資するものであるか。
- (4)活動・事業の内容が、今後も継続して行われると見込めるものであるか。
- (5)活動・事業の内容がこれまでの活動には見られない目新しさがあり、今後の活動に期待できるものであるか。

6 選考方法

北九州市地域福祉振興協会委員で構成する審査会で選考のうえ決定します。
※助成対象に決定しても、助成希望額の全額が交付されない場合があります。

7 選考結果

審査結果は、文書で通知します。

〔 なお、助成が決定した団体については、団体名や活動・事業概要等について公表させていただくことがありますので、あらかじめご了承下さい。 〕

8 スケジュール

募集期間	…令和元年(2019年)5月7日(火)～5月31日(金) ※必着(厳守のこと)
審査	…令和元年(2019年)6月下旬(予定)
助成金交付	…令和元年(2019年)7月上旬(予定)
助成対象期間	…平成31年(2019年)4月1日～令和2年(2020年)3月31日

9 応募方法等

(1)応募方法

所定の書類(様式1～3)に記入の上、添付資料とともに郵送もしくは持参してください。

なお、ご提出いただいた書類は返却いたしませんので、必要なものは必ずコピーをお手元に保存してください。

※書類の様式等は、北九州市地域福祉振興協会事務局
(保健福祉局地域福祉推進課内)にお問い合わせ下さい。

(2)提出先およびお問い合わせ先

北九州市地域福祉振興協会事務局(保健福祉局地域福祉推進課内)
〒803-8501
北九州市小倉北区域内1-1
北九州市保健福祉局地域福祉推進課内(市役所本庁舎9階)
TEL:(093)582-2060 FAX:(093)582-2095

10 注意事項

審査の結果、助成が決定した団体には、事業完了後、実績報告を行っていただきます。

実績報告は、様式4-1、様式4-2、様式5のほか、活動に係る経費の領収書等の添付が必要となります。

必要書類を準備しておいてください。

11 Q&A

Q1 前年度も助成を受けましたが、再度応募は可能ですか？

A1

同一団体に対し、「活動に必要な経費」は3回まで応募が可能です。

そのほか、「用具・機器類の購入経費」は1回応募可能です。

ただし、同じ年度に「活動に必要な経費」と「用具・機器類の購入経費」を重複して申請することはできません。

助成対象に決定しても、助成希望額の全額が交付されない場合があります、助成額は、2回目以降逡減します。

【参考】

申請回数	過去における助成額の逡減実績
初回	助成対象額又は助成限度額のどちらか低い額の満額
2回	助成対象額又は助成限度額のどちらか低い額の90%
3回	助成対象額又は助成限度額のどちらか低い額の80%
4回	助成対象額又は助成限度額のどちらか低い額の70%

※過去における実績であり、将来における助成時の逡減割合を保障するものではありません。

Q2 応募回数が「活動に必要な経費」3回、「用具・機器類の購入経費」1回を過ぎても、団体名が変われば再度応募できますか。

A2

代表者を含め、団体の企画・運営に携わる構成員の多くが、以前助成を受けた団体と重複する場合は、同一の団体とみなし、助成対象としないことがあります。

Q3 料理の素材は「活動に必要な経費」に認められると聞きましたが、イベントにおける屋台で販売する食材は認められますか。

A3

イベントにおける屋台などに活用できる業務用の半製品の食材等（焼くだけで食べられる串打ちした肉や油で揚げるだけで食べられる食材など）は、販売の有無にかかわらず助成対象となりません。